

会則の採択、会員種別及び理事会の構成について

2008年8月18日

無限責任中間法人日本アニメーター・演出協会（以下「JAniCA」といいます。）は、2008年8月10日、第1回JAniCA会員総会において会則を採択し、理事会による運営体制を構成したことをお知らせします。

1 はじめに

JAniCAは、2008年8月10日、第1回会員総会を開催し、会則（別紙1参照、以下「会則」といいます。）を採択すると共に、会則に基づき、理事会を構成する理事6名及び監查理事1名として以下の各人を選任しました。

理事長	芦田	豊雄
副理事長	宇田川	一彦
副理事長	神村	幸子
理事	高林	久弥
理事	ふくだ	のりゆき
理事	吉田	大輔
監查理事	桶田	大介（弁護士）

2 会則の概要及び会員種別について

(1) 会則の概要

ア 組織構成

JAniCAは、アニメーター・演出家により構成され、議決権を有する正会員及び無料正会員並びに議決権を有しない業界会員、準会員（以下、業界会員及び準会員を併せて「業界会員等」といいます。）及び賛助会員から構成されます（会則第2条第1項）。

JAniCAの組織は、正会員及び無料正会員からなる会員総会、会員総会により選任される理事6名（理事長1名及び副理事長2名を含む。）及び監查理事1名からなる理事会及び理事会により選任される個別プロジェクトの執行責任者たる執行役という2層+1の構造を有しています（会員総会について会則第6条及び第12条並びに理事会及び執行役について第14条及び第15条）。なお、業界会員等が議決権を有しない構造は暫定的なものであり、将来変更される可能性があります。

かねてより多大なご支援を頂戴しております JAniCA 応援団については、従前どおり、何らの権利義務のない応援団として、組織の枠外からのご支援・ご協力を賜

りたいと考えております。

イ 財産管理

JAniCA の財産は理事長が管理し、その方法は理事会及び会員総会により決定されます（会則第 26 条）。理事及び監査理事の報酬は、会員総会の決議がなければこれを行うことはできず（会則第 25 条）、JAniCA の会計報告については各事業年度ごとに会員総会の承認を得る必要があります。

(2) 会員種別

JAniCA の会員は、以下の 6 種別です。

ア 正会員（会費あり）

会員資格：日本国内における 2D 商業アニメーション制作にアニメーターまたは演出家として従事する個人

会 費：2,000 円／月（但し、当面の間、協同組合日本映画監督協会に所属する者は、会費の支払いを要しないものとします。）

備 考：会員総会議決権あり、文芸美術国民健康保険組合（以下「健康保険」といいます。）加入申込資格あり

イ 無料正会員（会費なし）

会員資格：日本国内における 2D 商業アニメーション制作にアニメーターまたは演出家として従事する個人

会 費：なし

備 考：会員総会議決権あり、健康保険加入申込資格なし

ウ 業界会員（会費あり）

会員資格：日本国内における 2D 商業アニメーション制作にアニメーターまたは演出家以外として従事する個人

会 費：2,000 円／月

備 考：会員総会議決権なし、健康保険加入申込資格あり

エ 準会員（会費あり）

会員資格：日本国内における商業アニメーション制作又はこれに類する事業に従事する個人

会 費：3,000 円／月

備 考：会員総会議決権なし、健康保険加入申込資格あり

オ 賛助会員（会費あり）

会員資格：当会の目的に賛同し、入会を希望する法人その他これに類する団体または個人

会 費：6,000 円／年（個人、1 口）

100,000 円／年（法人等、1 口）

備 考：会員総会議決権なし、健康保険加入申込資格なし（賛助会員に対する特典等を検討しております。）

カ 名誉会員（会費なし）

会員資格：正会員のうち、当会の会員総会において推薦された個人
会費：なし
備考：会員総会議決権あり、健康保険加入申込資格あり

3 会員申込み及び健康保険加入申込みの開始時期について

(1) 会員申込みについて

ア アニメーター・演出家の方へ

会則の採択に伴い、JAniCA の従前の会員は全て無料正会員に移行しました。正会員となることを希望される方は、別途正会員申込みを行っていただく必要がございます。申込み開始時期については、会費徴収のための事務手続等の準備が整い次第、改めてご案内いたします。なお、健康保険への加入を希望される方は、正会員となつていただく必要がありますのでご注意ください。

イ アニメーション業界内の方々へ（背景美術、制作進行、音響及び声優の方等）

アニメーター・演出家以外で JAniCA への参加を希望される背景美術、3D、制作進行、音響及び声優等の方々等、アニメーション業界内で仕事をされている全ての職種の方々は、業界会員として JAniCA にご参加いただけます。

現在、健康保険について被用者保険に加入しておらず、国民健康保険に加入しておられる方は、JAniCA 経由で有利な健康保険をご利用いただけます¹。

加入申込みは、会費徴収のための事務手続等の準備が整い次第、JAniCA ホームページにおいて告知いたします。

ウ JAniCA を応援してくださるの方々へ

JAniCA の活動をご理解・ご支援いただける個人及び法人等各種団体の皆様には、賛助会員へのご加入をお願いいたします。お預かりした会費は、JAniCA の活動経費として、大切に活用させていただきます。なお、賛助会員の方々には会員特典として、何らかの御礼をさせていただくことを検討しております。

加入申込みは、会費徴収のための事務手続等の準備が整い次第、JAniCA ホームページにおいて告知いたします。

以上

¹ 文芸美術国民健康保険組合への加入には、同組合への加入申込み及び審査が必要です。